

# 平成19年度 第14回 経営戦略会議 審議結果

日時：平成19年10月9日（火）14:30～15:40

場所：5階庁議室

【議題】「熊本市地下水保全条例（案）」について

【提案局】環境保全局

説明者：宗村環境保全局長（宮本水保全課長）

【出席者】幸山市長、三嶋副市長、森田副市長、寺本総務局長、西島企画財政局長、原市民生活局長、谷口健康福祉局長、宗村環境保全局長、岡本経済振興局長、松本都市建設局長、松田市民病院長、神原消防局長、石田交通事業管理者、東水道局事業管理者、小牧教育長、田代農業委員会事務局長

【付議内容】「熊本市地下水保全条例（案）」の内容について決定したい。

【資料】◇経営戦略会議付議事項調書（案）（様式1）  
◇熊本市地下水保全条例（案）  
◇熊本市地下水保全条例施行規則（案）  
◇有害物質（第5条関係）（資料1）  
◇現行条例、見直し骨子、改正案との比較（参考資料1）  
◇地下水保全施策と地下水保全条例（案）の体系について（参考資料2）  
◇現行条例と改正条例（案）の比較表（参考資料3）  
◇熊本市地下水保全指針（案）  
◇政策調整会議内容検討表（様式4）

【審議結果】◆原案どおり承認

【議事概要】◇審議を行い、条例案については概ね原案どおり了承。しかし、条例案第13条の雨水浸透施設の設置義務については、実効性の確保の考え方など議論を重ねた結果、関係局の環境保全局、都市建設局、企画財政局の3局で、再度協議を行い、協議結果を市長・副市長に報告することとした。→その後10月11日（木）の3局協議、10月12日（金）の市長・副市長への報告の結果、第13条の規定については原案どおり了承となった。

【主な意見】◇条例第13条の雨水浸透施設の設置義務については、具体的方策を示すとともに、今後その実効性の確保の方法について段階的に強化すること。また、具体的方策については地下水かん養対策指針に盛り込むこと。